

自主企画分科会

「読むこと・生きること・情報は命！」

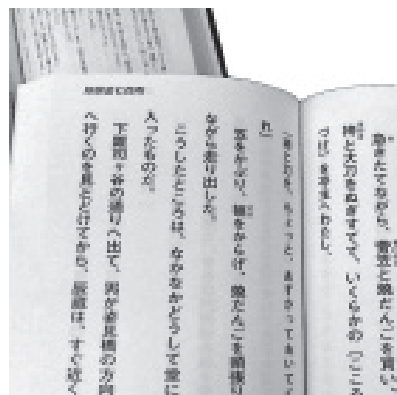
高齢者・障害者等への情報保障について考える

特定非営利活動法人 大活字文化普及協会事務局長
学部 1997 年卒 市橋 正光

1. はじめに

平成 28 年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）が施行されましたが、現在の超高齢化・高度情報化社会において、読書や読み書きに困難がある高齢者や障害者に情報保障をすることは、障害者差別解消法における合理的な配慮実施の具体例として、また、日本政府が高齢者・障害者施策推進の方針としている、全ての人の尊厳を守る共生社会の実現につながると考えられます。共生社会の実現には、読書や読み書きに困難がある高齢者や障害者に対して平等な情報保障をすることを目的として、「読書権」が保障される社会づくりを推進することが必要です。

日本社会において、高齢者も含む弱視の状態にあって生活上の不便を生じている人は、視覚障害者手帳取得者の約 30 万人のうちの 7 割を占め、日本眼科医会の推計調査では 160 万人いるとされています。また、65 歳以上の人口が全人口の 4 分 1 以上となっている超高齢者化社会において、文字を拡大して見やすくレイアウトされた拡大文字版（大活字版）での情報提供の必要性が益々高まっています。今回の自主企画では、20 年程前に亡くなった弱視者の父と 24 年間生活を共にした経験から、読書や読み書きに困難にある高齢者や弱視者が自由に情報を得られる社会環境づくりをすることの必要性について「読むこと・生きること」というキーワードを基に説明致しました。



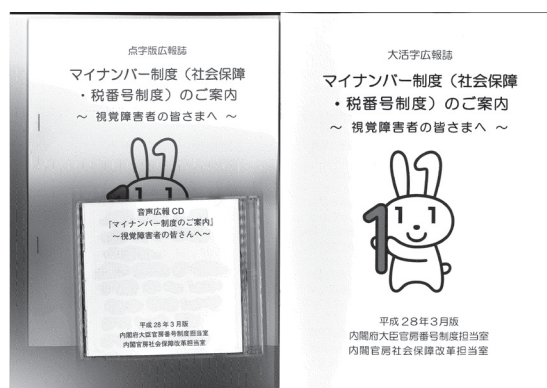
※通常の本と大活字本の比較写真

2. 読書や読み書き困難への情報保障をするための発行媒体

弱視の状態にある障害者や高齢者が読書や読み書きを行うには、一般的のルーペや拡大読書器等を利用していますが、視野や限定された状態となり、健常者と比較して非常に時間がかかり、目が疲れるという困難が伴います。あらかじめ文字が大きく、見やすくレイアウトされた活字媒体で情報が入手できれば健常者と同じように楽に読書や読み書きできます。また目が全く見えない方は、音声訳や点字訳された活字媒体での情報入手が必要となります。当会では読書や読み書きが困難なある障害者や高齢者に情報提供を行うには、点字・音声・大活字版の 3 媒体で提供することが最低限の条件として必要だと考え、行政機関や民間企業に働きかけを行っています。

具体的な実施事例としては、2016 年 4 月 1 日

の障害者差別解消法が施行されるタイミングに合わせて、内閣府では、マイナンバーの制度の周知を目的として「マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）のご案内～視覚障害者の皆さまへ～」という冊子を点字・音声・大活字の3媒体で発行して、全国の自治体に頒布しました。また、東京都では、印刷物規定を改訂して、点字や音声での発行だけでなく、大活字版の発行ができるようにした結果、大活字版の「東京防災」という本が今年度中に発行されることになっています。他にも、昨年、日本税理士会連合会では、弱視児童・生徒への税教育を目的して、大活字版「税ってなあに？」という冊子を発行・頒布を行いました。その他、公共情報拡大版等の多媒体での発行事例が増えてきています。



※「マイナンバー制度の御案内」点字・音声・大活字の3媒体発行

3. 読み書き（代読・代筆）情報支援サービスを通じての情報保障

読書や読み書きに困難がある高齢者や障害者の情報保障をするために点字・音声・大活字等の3媒体での情報提供がこれから促進されていくことが、これから期待されますが、全ての情報が点字・音声・大活字等で発行されることは不可能です。行政関係の公報や福祉のしおり等についても、3媒体での情報提供を行っている自治体は、ほとんどありません。

役所や金融機関等の窓口では、多種類の告知バ

ンフレットもあり、また、記入が必要な伝票等も多く、読書や読み書きに困難がある高齢者や障害者を対象とする読み書き（代読・代筆）サービスの提供が必要不可欠です。金融庁の監督指針等の周知によって、99%の金融機関では、内部規定として、窓口対応等で代読・代筆サービスを行うことが定められています。また、障害者差別解消法の合理的配慮の具体例として、代読・代筆支援サービスを行うことが、行政機関は法的義務、民間企業努力義務とされています。当会では、金融機関および全国各地の自治体にて、読み書き（代読・代筆）情報支援サービスを実施するための技能習得と障害者理解を目的とする講習会（研修会）を開催運営してきました。

職員向け講習会を実施した芦屋市では、市役所の各所に読み書き（代読・代筆）を行う表示を掲示することで、読み書き（代読・代筆）情報支援サービスの普及に努めています。



※芦屋市役所内の読み書き（代読・代筆）サービス実施表示

4. 全ての人に情報保障する社会づくりと読書権保障

弱視者だった亡き父が遺した印象的な言葉あります、それは「読むこと・生きること」という言葉です。父が遺していた写真で、見やすい表示の事例として、早稲田予備校の看板があります。高齢者や弱視者等の見えにくい人は、看板表示が見えにくいと、建物にたどり着くことができなくな

ります。また、写真にあるように、拡大読書器等の読書補助具を使用したとしても、画面に拡大されたわずかな文字数からしか読めない状態では、読み書きに時間がかかり、目も疲れます。父は、自宅で「目が疲れる、首が痛い、腰が痛い」と、たびたび話していました。私が事務局長を務める、特定非営利活動法人 大活字文化普及協会では、読書や読み書きに困難がある高齢者や障害者に情報保障をすることを「読書権保障」という言葉に表して、読書権が保障される社会づくりを推進していますが、高度情報化社会・超高齢化社会において、読書や読み書きに困難がある高齢者や障害者が自立して豊かな成果を送るためには、まずは、読書や読み書きする権利を保障することが最も基本的で重要なことだと考えています。そして、「読書権」が保障される社会が、全ての人の尊厳が守られる共生社会の実現につながると信じています。

「発表者経歴 / 最近の雑誌・マスコミ掲載状況」

- ・ 1993年日本社会事業大学入学、サークル活動「ラグビー部」「やまのこ」等
- ・ 雑誌「出版ニュース」2016年6月上旬号：障害者差別解消法と読書権
- ・ フジテレビ系列全国ネット「クイズやさしいね」2016年6月：大活字本専門店紹介等
- ・ TBSラジオ全国ネット「壇れい 今日の1ページ」2017年3月3日：大活字本について
- ・ 朝日新聞「天声人語」2017年3月7日：現代社会における大活字本の必要性



※弱視者の亡き父が遺していた写真